

東京都結核対策技術委員会設置要綱

19 福保健感第395号
平成19年10月15日

22 福保健感第738号
平成22年12月15日

31 福保健感第491号
令和元年7月17日

2 福保感防第1059号
令和3年3月5日

5 福保感防第1006号
令和5年7月1日

(設置)

第1 東京都、特別区及び市町村の結核対策に係る技術的事項の統一化を図ることにより、東京都において、一体的な結核対策を推進することを目的として、東京都結核対策技術委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 結核対策に資するガイドライン等の作成及び提示に関すること。
- (2) 東京都、特別区及び市町村が目指す結核対策に関する目標や評価に用いる指標の統一に関すること。
- (3) 結核対策の現状や評価に関すること。
- (4) その他結核対策上必要な事項に関する検討等を行うこと。

(構成)

第3 委員は、東京都、特別区及び市町村の結核対策の担当者並びに結核に関する有識者により構成する。

(委員の任期等)

第4 委員の任期は、2年を上限とし、補欠委員の任期は、前任者の残存期間とする。但し、再任を妨げない。

(委員長、副委員長)

第5 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、感染症対策調整担当部長が務め、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集等)

第6 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要に応じて委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(専門部会)

第7 委員長は、専門的事項の検討等を行うため、委員会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、委員長が指名する委員で構成する。
- 3 専門部会に、部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会長は、委員長が指名し、副部会長は、部会長が指名する。
- 5 部会長は、専門部会の会務を総理し、専門部会での検討等の経過及び結果を委員会に報告する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 部会長は、専門部会の中に、ワーキンググループを設置することができる。
- 8 部会長は、ワーキンググループの決定をもって、専門部会の決定とすることができる。
- 9 緊急その他やむを得ない場合において委員会を開催するいとまがないときは、委員長は、専

門部会の決定等を委員会の決定等とすることができる。この場合、委員長は決定等の内容を速やかに委員会に報告するものとする。

(庶務)

第8 委員会及び専門部会の庶務は、保健医療局感染症対策部防疫課において処理する。

(補足)

第9 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年12月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。